

アーク・ケア・サポート運営規程

＜居宅介護・重度訪問介護＞

(事業の目的)

第1条 一般社団法人アーク・ケアが開設するアーク・ケア・サポート（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅等において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。

- (1) 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- 2 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努める。
- 4 前三項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アーク・ケア・サポート
- (2) 所在地 生駒市俵口町 694-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、居宅介護計画等（提供するサービスが指定重度訪問介護の場合は「重度訪問介護計画」）の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 2.5名以上

従業者は、居宅介護等（事業所の実施する内容に応じて居宅介護、重度訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1） 営業日（窓口対応の営業日および営業時間）

月曜日～金曜日までとする。

定休日 土・日・国民の祝日 8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日とする。

（2） 営業時間 平日午前9時～午後6時までとする。

（3） 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（4） サービス提供日 365日（但し、12月29日～1月3日は除く相談により利用可能）

（6） サービス提供時間 午前9時00分～午後6時00分まで（但し、時間外は相談により利用可能）

（指定居宅介護等の提供方法と内容）

第6条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

（1） 居宅介護

ア 居宅介護計画の作成

イ 身体介護に関する内容

（ア） 食事の介護

（イ） 排泄の介護

（ウ） 衣類着脱の介護

（エ） 入浴の介護

（オ） 身体の清拭、洗髪

（カ） その他必要な身体の介護

ウ 家事援助に関する内容

（ア） 調理

（イ） 衣類の洗濯、補修

（ウ） 住居等の掃除、整理整頓

（エ） 生活必需品の買い物

（オ） その他必要な家事

（2） 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護

並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

（1） 居宅介護

（ア） 身体障害者

（イ） 知的障害者

（ウ） 障害児

（エ） 精神障害

（オ） 難病等対象者

(2) 重度訪問介護

(ア) 身体障害者

(イ) 難病等対象者

3 体調の悪い訪問介護員の交代基準

(1) 訪問介護員が次のいずれかに該当する場合には医師の認定する期間中は勤務を交代させる。

(ア) 開放性の結核に罹患した場合

(イ) 法定伝染病に罹患した場合

(ウ) 同居人が上記アまたはイに罹患し、本人の罹患が疑われる期間

(エ) その他勤務を停止する事が適当と医師が認めた場合。

4 予定していた訪問介護員が訪問できなくなった場合の対応手順

訪問介護員が体調を崩し、担当勤務が難しい場合は、できるかぎり担当サービスの前日のケア確認までに事業所の管理者に報告する。

(1) 訪問介護員より報告を受けたサービス提供責任者は、体調の悪い訪問介護員に休むよう指示し、直ちに他の訪問介護員に連絡して交代できる訪問介護員を手配する。

(2) 事業所の管理者は、利用者に担当訪問介護員が訪問できない旨伝え、代わりの訪問介護員の氏名を伝え了解を得る。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受ける。

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道10キロメートル未満 100円

(2) 事業所から片道10キロメートル以上 200円以降1キロ増えるごとに100円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス利用明細書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、生駒市(高山町・鹿畠町・鹿ノ台・北田原・南田原町・ひかりが丘除く)奈良市(学園・富雄・伏見・あやめ池地区)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康診断等を定期的に実施し健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第16条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業所は、サービスを提供した際サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度、記録をする。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。

(身分を証する書類の携行)

第18条 事業所は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 年1回

- (2) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供日から5年間保存する。
- (6) この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は 一般社団法人アーク・ケアが開設するアーク・ケア・サポートと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。